

議案第25号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条4項に規定する設置者の定める額の一部改正について

平成29年5月25日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会告示第 号

昭和61年豊橋市教育委員会告示第5号（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に規定する設置者の定める額）の一部を次のように改正する。

平成29年5月 日

豊橋市教育委員会

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--------|----|--|------------|----|
| <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する設置者の定める額（保護者等から徴収する額）を次のように定める。</p> <p>なお、従前の告示（昭和58年豊橋市教育委員会告示第5号）は廃止するものとする。</p> | | | <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する設置者の定める額（保護者等から徴収する額）を次のように定める。</p> <p>なお、従前の告示（昭和58年豊橋市教育委員会告示第5号）は廃止するものとする。</p> | | |
| 記 | | | 記 | | |
| 学校種別 | 金額 | 備考 | 学校種別 | 金額 | 備考 |
| (略) | | | (略) | | |
| 高等学校 | 680円 | | 高等学校 | 円 680 | |
| 特別支援学校 高等部 | 1,280円 | | 特別支援学校 高等部 | 円 1,280 | |
| 家政高等専修学校 | 1,280円 | | | | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。